戸籍関係証明書請求時の本人確認資料

★有効期限があるものは、その期限内のものに限ります。失効したものは使用できません。

★確認するのは、「氏名と生年月日」または「氏名と住所」です。

- ①1点で本人確認資料となるもの *戸籍法施行規則第11条の2第1号
 - 運転免許証
 - 旅券 (パスポート)
 - 在留カードまたは特別永住者証明書
 - 個人番号カード
 - 住民基本台帳カード写真付
 - 国・地方公共団体機関発行の写真付身分証明書
 - 船員手帳
 - 海技免状
 - 小型船舶操縦免許証
 - 猟銃·空気銃所持許可証
 - 戦傷病者手帳
 - 宅地建物取引士証
 - 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書

- 電気工事士免状
- 無線従事者免許証
- 認定電気工事従事者認定証
- 特種電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証
- 航空従事者技能証明書
- 運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証
- 教習資格認定証
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 運転経歴証明書(H24.4.1以後に交付され たものに限る)
- ②下記イ欄から2点、またはイ欄とロ欄から1点ずつを提示して本人確認書類となるもの *戸籍法施行規則第11条の2第2号イ、ロ
 - 国民健康保険の被保険者証
 - 健康保険の被保険者証
 - 船員保険の被保険者証
 - 介護保険の被保険者証
 - 共済組合員証
 - 国民年金手帳
 - 国民年金証書

- 船員保険の年金証書
- 厚生年金保険の年金証書
- 共済年金証書
- 恩給証書
- 申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書

• 写真付学生証

• 法人が発行した写真付身分証明書

■ 国・地方公共団体の機関発行の写真付資格証明書(①に該当するものを除く) ※ロ欄の書類は、複数点あっても本人確認資料にはなりません。

イ 欄

口